

## 書類審査

令和元年度 子ども会育成連絡協議会運営補助金

評価表 NO.

67

所管部課名	教育部社会教育課	担当者	山下 光太郎					
事務事業名	青少年育成事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、子ども会育成連絡協議会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和元年度 予算額	1,300千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	1,300千円	千円				
		指標名	目標値	目標年度				
成果指標①		インリーダー研修会参加者数	120人	令和6年度				
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市子ども会育成連絡協議会							
補助対象経費	子ども会活動運営に伴う賃金、旅費、需用費、活動費、補助費等							
補助対象事業・活動の内容	子ども会育成連絡協議会の運営並びに子ども会の指導及び研修の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法	各地域に子ども会指導員を配置、各リーダー研修会の実施、単位子ども会への活動助成及び事務局運営等に係る経費を補助。							
補助を受ける 過去3カ年の 事業(団体)等 の決算状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	940,000	37.6%	1,233,700	45.1%	1,226,800	41.8%
		会費収入	645,000	25.8%	938,700	34.3%	931,800	31.7%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	295,000	11.8%	295,000	10.8%	295,000	10.0%
		市補助金	1,310,000	52.4%	1,300,000	47.5%	1,300,000	44.3%
		雑収入	43,112	1.7%	31,110	1.1%	31,109	1.1%
		(前年度繰越金)	207,864	8.3%	169,725	6.2%	378,929	12.9%
	計	2,500,976	100.0%	2,734,535	100.0%	2,936,838	100.0%	
	支出	事業費	983,115	39.3%	1,061,845	38.8%	1,168,248	39.8%
		人件費	902,718	36.1%	902,718	33.0%	902,718	30.7%
		その他事務費	340,904	13.6%	288,361	10.5%	384,634	13.1%
		会議費	24,514	1.0%	22,682	0.8%	29,234	1.0%
		負担金	80,000	3.2%	80,000	2.9%	80,000	2.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	169,725	6.8%	378,929	13.9%	372,004	12.7%
	計	2,500,976	100.0%	2,734,535	100.0%	2,936,838	100.0%	
	支出計/前年度支出計			109.3%		107.4%		
	自己資金/前年度自己資金			131.2%		99.4%		
翌年度繰越金/市補助金			29.1%		28.6%			
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	85人		102人		88人			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】なし 【事業のPR方法】市民会議組織団体・機関を通してPR 【費用対効果】少ない経費で大きな効果(青少年健全育成)が得られている。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】市子ども会大会を「市青少年育成の日のつどい」と合同で開催							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市全域を対象とした事業を実施している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	会員減少の傾向にあり、段階的に運営補助も縮小されてきたが、子どもの育成に関する事業を実施していくには、継続的な補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	単位子ども会への活動支援やインリーダー研修会の実施など、育成等に関する事業を積極的に行い、子ども会活動参加者や研修受講者の拡大に努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	子ども会組織の育成に係る専門的な知識を有しており、長年の経験を活かした積極的な活動をしていく上で妥当と考える。経費部分においても効率的である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主財源確保（会費を上げること）が難しいことから、補助金を交付し、限られた予算の中で積極的に運営を展開することが最良である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率の定めはない。限られた予算の中で、経費削減を行いながら事業を展開している状況である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 各地区の子ども会の育成・活性化を図るため、必要な経費であること、また、会費を上げることが難しいため、必要経費を補助する必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

## 子ども会育成連絡協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる子ども会育成連絡協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 子ども会育成連絡協議会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市子ども会育成連絡協議会の運営を円滑に行うために、連絡協議会維持等に必要なるものであること。
- (2) 薩摩川内市子ども会育成連絡協議会が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、市内子ども会活動の振興及び指導者の育成を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 子ども会育成連絡協議会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 賃金
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 活動費
- (5) 補助費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第5条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月1日とする。

2 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども会育成連絡協議会組織図

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に子ども会育成連絡協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 開催会議記録

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助事業等の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。